加工食品輸入制度 (マレーシア)

2014年11月 日本貿易振興機構(ジェトロ) ビジネス情報サービス課 クアラルンプール事務所

1	鱼	#	攵	石工	1							
	100	盲	4	ЪĦ	1	•	٠	٠	٠	٠	٠	

調査報告書は、日本貿易振興機構(ジェトロ)のクアラルンプール事務所が Quantum Consulting Services Sdn Bhd を通じ委託調査をおこない、貿易投資相談課でとりまとめしたものですが、本書の既述、所見、結論および提言は必ずしもジェトロの見解を反映したものではありません。

本調査レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本調査レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益などを被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

目次

I.	加コ	二食品輸入手続きの概要	1
II.	輸	入者の要件と必要書類	3
	1.	登録および要件	3
	2.	ePermit への登録	3
	3.	FoSIM への登録	3
	4.	MAQIS への登録	3
	5.	食品輸入のために必要な書類	4
	6.	衛生証明書、分析証明書が必要な食品	4
II	[. 食	E品輸入に関する規制	7
	1.	輸入禁止品	7
	2.	ライセンスが必要な物	7
	3.	許可や認可が必要なもの	8
IV.	表	示規則1	1
	1.	1980年価格管理(製造者、輸入者、卸売り業者による表示)令1	1
	2.	1983 年食品法(Food Act 1983)1	1
	3.	2011年取引表示法(Trade Descriptions Act 2011)1	3
V.	食品	- 品包装に関する規制1	5
VI.	食	品添加物に関する規制1	6
	1.	許可されている食品添加物1	6
	2.	禁止されている添加物 (「ネガティブリスト」) 1	6
	3.	残留農薬基準1	6
VI	[.有	「機食品1	7
VI	[].	食品の安全認証システム(HACCP, ISO, GAP など)1	8.

IX.	その	ひ他	19
	1.	東日本大震災による日本からの輸入規制	19
	2.	関係法令	19
	3.	所轄官庁、関連機関	19

I. 加工食品輸入手続きの概要

食品の輸入は、基本的に誰でも輸入することが出来るが、規制されている食品を輸入する場合は事前認可、ライセンス、許可を取得する必要がある(1967年税関法、2012年税関(輸入禁止)令、1983年食品法および1985年食品規則<「食品規制」>)。

肉類、エビ・カニ類およびチーズ類などの食品規制の対象となる食品は、輸出国の所轄官庁により発行された衛生証明書(Health Certificate: HC)、分析証明書(Certificate of Analysis: COA)をその他の輸入書類に加えて提出し、許可を得る必要がある(保健省 <Ministry of Health: MOH >食品安全品質局 <Department of Food Safety and Quality: FSQD >の規定)。

食品輸入者は、まず税関の情報システム (Sistem Maklumat Kastam: SMK) および保健省の 食品安全情報システム (Food Safety Information System: FoSIM¹) を通じ、オンライン登 録をする (後述「II. 輸入者の要件と必要書類」を参照)。

食品によって必要な許可を得ると、結果はFoSIMを通じ、SMKに送られる。FoSIMは自動的に 検査の結果をSMKに送ることができる。

-

¹ FoSIM はマレーシアで販売される食品の安全のため開発されたウェブベースの知的情報管理システムである。当該管理システムを SMK とリンクさせることにより、輸入者、エージェント(輸入代行者)、MOH が、オンラインでリスクベースに基き、輸入食品の安全性を管理することができる。

FoSIMの審査・検査は下表のレベルに沿って行われる。

レベル	審査・検査の内容	
1	自動承認	通常、個人消費の目的で輸入された少量の貨物
	(Automatic Release)	については、検査なしに自動的に承認される。
2	書類確認	輸入令、その他により規制されている物品は、
	(Documents Examination)	輸入書類全てについての確認がなされる。
3	監視	貨物の検査後に通関可能であるが、必要に応
	(Monitoring)	じ、貨物からサンプル採取し、ラボの検査がな
		される。
4	監視および検査	貨物からサンプル採取後、通関可能である。サ
	(Surveillance Examination)	ンプルは、ラボ検査がなされる。
5	貨物を留め置き、検査後、	貨物を留め置き、ラボでの検査を経て、食品規
	リリース	則に準拠しているとみなされた後、通関。
	(Hold, Test and Release)	
6	自動却下	輸入禁止令第1表にある輸入禁止品に適用され
	(Automatic rejection)	る。

書類審査はすべての商業貨物について行われる。貨物の実物検査は、陸路の場合で70%、 航路40%、空路35%の割合で行われる。

レベル3、4については、サンプル採取後、直ちに通関可能であるが、検査後、サンプルから食品法、食品規則に違反するものが認められた場合は、輸入者に製品のリコールが命ぜられる。レベル5の食品に関しては、サンプルの検査認可後でなければ、通関はできない。FoSIMの輸入手続きの概要は、同サイト²を参照。

MAQISは、輸入された食品に対して発行された許可証、ライセンスまたは衛生証明書などの証書に記載されている輸入条件に反していないかを確認する目的で、2011年マレーシア検疫検査サービス法³により検疫、検査を行っている。MAQISはランダムにサンプルの検疫をし、税関申告後空路および陸路のものは1時間以内、航路のものは1日以内に通関可能となる。FoSIMのクリアランスを受け、税関申告書類が確認された後、通関手続きを行うことができる(添付1「輸入手続きのフローチャート」参照)。

2

² http://fsq.moh.gov.my/v4/index.php/component/k2/item/368 (マレーシア語)

³ Malaysian Quarantine and Inspection Services Act 2011:MAQIS 2011 http://www.federalgazette.agc.gov.my/outputaktap/20110818_728_BI_AKTA%20728%20(BI).pdf

II. 輸入者の要件と必要書類

1. 登録および要件

食品輸入者は、輸入を行う前に ePermit および食品安全情報システム (Food Safety Information System of Malaysia: FoSIM) への登録が必要である。また、植物、動物、屠体、魚介類、土壌および微生物を輸入する場合には、別途 MAQIS への登録が制度上必要になっているが、輸入者は、II-2 に記載される ePermit への登録のみで、運用上 MAQIS の登録は求められていない。

なお、輸入者に対して輸入ライセンスを基本的に求めていないが、魚介類・水産加工品を 輸入する場合には、輸入ライセンスを事前に取得する必要がある。

2. ePermit への登録

輸入者は、MAQIS、獣医局 (Department of Veterinary Services: DVS) およびマレーシア 水産開発庁 (Fisheries Development Authority of Malaysia: LKIM) などからの輸入許可 (ePermit)、輸入ライセンスの申請をオンラインで行うために、まず Dagang Net Technologies Sdn Bhd のサイト⁴から ePermit の登録を行う。オンラインで申請し取得した 許可は、そのまま税関の情報システム (Sistem Maklumat Kastam: SMK) とリンクしており、税関申告の際、確認できる仕組みになっている。

ePermit については、以下のウェブページを参照。

http://www.dagangnet.com.my/images/pdf_file/epermitbrochure.pdf

3. FoSIM への登録

食品輸入者は通関手続きの一環として、マレーシア保健省(Ministry of Health: MOH)の FoSIMへのオンラインでの登録手続きは同サイト 5 を通じて行う。

FoSIM ユーザーマニュアルは、以下のウェブページを参照。

http://fsis2.moh.gov.my/UploadFosim/REFERENCE/120210102312R1F0SIMv2_UM_SMK_v1.0.pdf

4. MAQIS への登録

植物、動物、屠体、魚介類、土壌および微生物などの輸入者、輸出者または代理人は、以下のウェブサイトを通じMAQISへ登録しなければならないとされている (2011年 マレーシア検疫検査サービス(輸入者、輸出者、代理人の

⁵ http://fsis2.moh.gov.my/fosimv2/HOM/frmHOMPage.aspx

 $\underline{\text{http://www.federalgazette.agc.gov.my/outputaktap/20110818_728_BI_AKTA\%20728\%20(BI).pdf}$

⁴ http://reg.dagangnet.com/

⁶ Malaysian Quarantine and Inspection Services Act 2011

登録)規則⁷)。しかしながら、2014年11月現在、オンラインでの登録は実施されていない。 なお、II-1に記載のとおりePermitの登録を行った者は、MAQISへの登録を行ったものとみ なされている。

登録の詳細は以下のウェブサイトを参照。

MAQIS Registration of Importers

http://www.maqis.gov.my/en/pengimport

5. 食品輸入のために必要な書類

食品を輸入するために輸入者は一般的に以下の書類を準備しなくてはならない。ただし、 特定品目の場合は追加の書類が必要になる。例えば、肉類であれば畜産物衛生証明書 (Veterinary Health Certificate: VHC) が必要である。

- a. 輸入申告書 (K1フォーム)
- b. インボイス
- c. 梱包明細書 (Packing List)
- d. 船荷証券 (B/L)
- e. 航空貨物運送状 (Air Waybill: AWB、空輸の場合)
- f. 輸入ライセンス (フォームJK69/必要であれば)
- g. 原産地証明書 (Certificate of Origin)

6. 衛生証明書、分析証明書が必要な食品

FSQDは、次の表の特定食品について、輸入者に輸入に際し、あらかじめ輸出国の所轄官庁、研究所で発行された衛生証明書(Health Certificate: HC)および・または分析証明書 (Certificate of Analysis: COA) を取得することを義務付けている(1983年食品法⁸)。

4

 $^{^7}$ Malaysian Quarantine and Inspection Services Regulations (Registration of Importers, Exporters and Agents) 2013

⁸ Food Act 1983 http://www.agc.gov.my/Akta/Vol.%206/Act%20281.pdf

食品	НС	COA	COAの分析対象成分
生、冷蔵、冷凍の肉類、エビ・	0	_	_
カニ類	Ü		
植物由来のたんぱく加水分解		_	_
物およびこれを含む食品			
プロセスチーズ	0	_	_
低温殺菌されていない全ての			リステリア
チーズおよび全ての(低温殺菌			モノサイトゲネス
されているいないにかかわら	_	0	
ず) ソフトタイプのチーズ			
ピーナッツ、ピーナッツバター	0	0	アフラトキシン
ハチミツ	0	0	クロラムフェニコール
海藻および海藻加工食品	_	0	無機ヒ素

肉類 (生、冷蔵、冷凍) およびプロセスチーズは輸入禁止令により VHC も求められている。 食品規則で求められる HC の要件を VHC が満たしていれば、HC の取得は不要である。肉の 加工品については、HC は不要である。

以下の食品は、HC取得が免除されている。

- a. 缶詰の肉製品(密閉されたすべてのタイプの商業用の無菌で、調理されたもの)
- b. 牛乳および乳製品
- c. 肉またはエビを含んでいる穀類、小麦粉、澱粉またはミルクの調合剤
- d. 肉、内臓物、血液またはこれらを使用した調製品により製造されたソーセージまたはこれに類似した製品
- e. 肉または甲殻類の抽出物やジュース
- f. 干し海老または保存された海老
- g. ガイドラインの〔3 (a) ~ (i)〕(2ページおよび3ページ)のリストに挙げられているマレーシアを経由して他国へ出荷される製品(生、冷蔵、冷凍の肉類、生、冷蔵、冷凍の海老加工品)
- h. ガイドラインに挙げられている〔3(a)~(i)〕出荷製品で、船舶内で消費され、 ほかの目的で販売されないもの

HCおよび・またはCOAの取得の義務化についてはFoSIMの通知 9 を、HC取得に関するガイドライン 10 を参照。

 $^{^9 \ \ \, \}underline{\text{http://fsq.moh.gov.my/v4/images/filepicker users/5ec35272cb-78/Aktiviti/Import/Specific%20requirement/Specific%20Require$

 $^{^{10}}$ GUIDELINE ON HEALTH CERTIFICATE REQUIREMENT FOR IMPORTATION OF MEAT, EDIBLE MEAT OFFAL, POULTRY, EDIBLE POULTRY OFFAL, SHRIMPS AND PRAWNS INTO MALAYSIA

 $[\]frac{\text{http://fsq. moh. gov. my/v4/images/filepicker_users/5ec35272cb-78/Perundangan/Garispanduan/import_makanan/Hea}{1\text{th_Certificate_Requirement_Meat_Poultry_Shrimps_Prawns. pdf}}$

III. 食品輸入に関する規制

マレーシアでは、輸入禁止のもの、輸入ライセンスが必要なもの、販売のライセンスが必要なものおよび許可や認可が必要なものに分けて、特定製品の輸入を規制している(1967年税関法¹¹、2012年税関(輸入禁止)令¹² HS コードで規制を確認可能、1983年食品法¹³、1985年食品規則¹⁴)。

1. 輸入禁止品

輸入が禁止されているものについては、2012年税関(輸入禁止令)から HS コードをもとに確認することが出来る。また、その他の規制についても当該法律から確認することが出来る。

2014年11月現在、肉類・肉の加工品を日本から輸出することは出来ない。

2. ライセンスが必要な物

A. 魚介類および水産加工品

魚介類および水産加工品を輸入する者は、その所在地に応じて取得するライセンスが異なる。

なお、取得先は、マレーシア水産開発局 (Fisheries Development Authority of Malaysia: LKIM) である。ライセンスを取得した上で、輸入ごとにMAQISを通じePermitを取得しなければならない(1967年税関法¹⁵、2012年税関(輸入禁止令)¹⁶)。

各種ライセンス取得過程においてはLKIMの担当官が申請対象の倉庫などの検査を行う。

地域	取得するライセンス
半島マレーシア	施設地における卸売りライセンス
十局マレーン)	(Licence of wholesale in private premise:LWPP)
サバ・サラワク	輸入ライセンス

輸入者は以下のウェブサイトを通じLKIMに登録を行い、上述ライセンスの申請を行う。 https://elesen.lkim.gov.my/register

http://www.env.go.jp/recycle/yugai/reg/pua_20121231_P.U. (A)490-LaranganImportFinal[Warta311212].pdf ¹² Customs (Prohibition of Imports) Order 2012

http://www.env.go.jp/recycle/yugai/reg/pua_20121231_P.U. (A) 490-LaranganImportFinal[Warta311212].pdf ¹³ Food Act 1983

 $\underline{\texttt{http://www.agc.gov.my/Akta/Vol.\%206/Act\%20281.pdf}}$

 $\underline{\text{http://fsq. moh. gov. my/v4/index. php/perundangan2/food-regulations-1985?tmpl=component\&print=1}}$

http://www.env.go.jp/recycle/yugai/reg/pua_20121231_P.U. (A)490-LaranganImportFinal[Warta311212].pdf ¹⁶ Customs (Prohibition of Imports) Order 2012

http://www.env.go.jp/recycle/yugai/reg/pua_20121231_P.U. (A) 490-LaranganImportFinal[Warta311212].pdf

¹¹ Customs Act 1967

¹⁴ Food Regulations 1985

¹⁵ Customs Act 1967

LKIMよりライセンス発行の通知を受け、輸入者は最寄りの漁業従事者協会 (Fishermen's Association¹⁷) を通じ、ePermitシステムへのアクセスを行い、MAQISの許可を得る。

申請ガイダンスについては以下のウェブサイト(マレー語)を参照。

https://elesen.lkim.gov.my/daftar/page/site/name/memohon

LKIMの詳細については以下のウェブサイトを参照。

http://www.lkim.gov.my/home

B. 非栄養・カロリーフリー甘味料、飲料水

非栄養・カロリーフリー甘味料については、保健省による輸入・消費(使用)または販売のライセンスの取得を義務付けられている。ミネラルウォーターおよびペットボトルなどの容器に入れられた飲料水については、販売目的による水源からの取水についてのライセンス取得を義務付けている。

非栄養・カロリーフリー甘味料についての申請書は、MOFのウェブサイト18を参照。

飲料水についての申請書、チェックリストについては、以下のウェブサイトを参照。 Garis Panduan Permohonan Lesen Punca Air Minuman Berbungkus dan Air Mineral Semulajadi Bagi Maksud Perdagangan Atau Perniagaan (マレー語のみ)

http://fsq.moh.gov.my/v4/images/filepicker_users/5ec35272cb-78/Perundangan/Garis panduan/pelesenan/AMBAMS/GP_Permohonan-Lesen-AMBAMS.pdf

3. 許可や認可が必要なもの

A. 肉類(生・冷蔵・冷凍)および肉加工品

肉類および肉加工品のうち豚肉・豚肉加工品以外は、ハラール認証を取得した後に、DVS より輸入許可を取得する必要がある。なお、2014年11月現在、肉類・肉の加工品を日本から輸出することは出来ない。

i. ハラール認証について

豚肉・豚肉加工品以外の肉類、肉の加工品を輸入しようとする場合には、イスラム教の戒律に違反していない意味を表す「ハラール (Halal) 19 の認証を受ける必要がある。

http://www.lkim.gov.my/persatuan_nelayan;jsessionid=72DF4B336F123CC90A61A0F392342820

¹⁷ 漁業従事者協会 (Fishermen's Association)

¹⁸ http://www2.moh.gov.my/forms/320

¹⁹ ハラールとは、Halalantoyyiban の略語でシャリア (イスラム) 法においてイスラム教徒に、安全で有害でない限り、

マレーシアへこれら肉類・肉の加工品を輸入する場合、マレーシアイスラム開発局 (Jabatan Kemajuan Islam Malaysia: JAKIM) から査察を受け認可を得た海外の屠殺場・加工工場から調達しなければならない(1962年動物規則 20)。

2014年12月現在、日本にはJAKIM認定の屠殺場・加工工場が無いため、肉類・肉の加工品を日本から輸出することはできない。また、豚肉・豚肉加工品についても日本から輸出することは出来ない。

ハラール食品として認識されるためには、JAKIMの認証を受けた海外のイスラム団体²¹が発行したハラールロゴを貼付する必要があり、ハラール物流のマレーシア標準に則り、ノンハラール製品とは分けて輸送されなければならない。

ハラール物流のマレーシア標準については、次の規格を参照。

- a. MS1500:2004 ハラール食品の生産準備、運搬、保管に関する一般的なガイドラインのマレーシア基準²²
- b. MS2400-1:2010 Halalan-Toyyiban Assurance Pipeline パート 1: 物品貨物運搬に関する管理システム必要条件²³
- c. MS2400-2:2010 Halalan-Toyyiban Assurance Pipeline パート 2: 倉庫業関連 に関する管理システム必要条件²⁴

ii. 輸入までの手続き

肉類(生・冷蔵・冷凍)および肉加工品の輸入者は、まずDVSより輸入許可を取得する必要がある。輸入許可取得のためには、輸入者は、所定の書式および必要書類(輸出国における畜産物衛生証明書(Veterinary Health Certificate: VHC)など)を添付し、輸入前に所轄のDVSに対し申請を行う。半島マレーシアではMAQISを通じePermitが発行され、サバ・サラワクでは州のDVSが輸入許可を発行する。

DVSについては、以下のウェブサイトを参照。

http://www.dvs.gov.my/en/home

許されるものという意味。「ハラール」の反対は、「ハラーム/ ノン・ハラール」であり、禁止、禁忌の意味である。ハラールとしての認証は、イスラム教徒の消費者に対し、シャリア法に基づく要件を満たした食品であり、イスラム教徒が食すことができるということを保証するもの。

 20 Animals Rules 1962

 $\underline{\text{http://www.dvs.gov.my/c/document_library/get_file?uuid=e1d8ac49-c53c-4983-a207-775aef7d1ce9\&groupId=16746}$

²¹ JAKIMが認める海外のイスラム団体 List of Approved Islamic Bodies (Halal Malaysia)

http://www.halal.gov.my/v3/index.php/en/list-of-approved-islamic-bodies

²² MS1500:2004

https://www.msonline.gov.my/catalog.php?score=checked&istc_id=66

²³ MS2400-1:2010

https://www.msonline.gov.my/catalog.php?score=checked&istc_id=66

²⁴ MS2400-2:2010

 $\underline{\texttt{https://www.msonline.gov.my/catalog.php?score=checked\&istc_id=66}}$

DVSの輸入に関する規定については、以下のウェブサイトを参照。

http://www.dvs.gov.my/en/import-protocol

B. 野菜・果物・スパイス

生、冷蔵、冷凍にかかわらず3キロ以上の野菜、果物、ココナッツ、コーヒー、スパイス、20キロ以上のサトウキビは MAQIS の輸入許可、サバ・サラワクに関しては、連邦農産物産物マーケティング局(Federal Agricultural Marketing Authority: FAMA)の検査および認可が必要である(輸入禁止令第4表)。

日本からの輸出に際しては、植物検疫証明書の取得が求められる。詳細は植物防疫所のウェブサイト²⁵を参照。

C. 特別目的食品

以下にあげる特別目的食品に該当する食品については、輸入前に保健省の認可を受けなければならない(食品規則 PartVIII²⁶)。申請には、原産国または輸出国で、食品安全を管理する所轄官庁より取得した衛生証明書(HC)、Food Safety Assurance System (HACCP, GMP, GHP など)の安全を証明する証明書原本の添付などが必要である。

特別目的食品として、規定されている食品は以下のとおり。

- a. 乳幼児用粉ミルク
- b. 乳幼児用 (離乳食など) の缶詰
- c. 乳幼児用のシリアルベースの加工品
- d. 低カロリー食品
- e. 機能性食品
- f. 低塩食品(塩の代替品を使用した食品も含む)

-

²⁵ 輸出検査について(植物防疫所) http://www.maff.go.jp/pps/j/introduction/export/ekensa/index.html

²⁶ Food Regulations 1985 Part VIII

 $[\]label{lem:http://fsq.moh.gov.my/v4/images/filepicker_users/5ec35272cb-78/Perundangan/Akta%20dan%20Peraturan/Food_Regs_1985/FR1985_p8-specialfood.pdf$

IV. 表示規則

マレーシアで販売される食品については、食品法および食品規制の規定に従った表示を行 わなければならない。

その他、2011年取引表示法²⁷、2011年価格管理・反不正所得法(価格管理法)²⁸、1980年価格管理(製造者、輸入者、生産者および卸業者による表示)令²⁹など食品に限らないラベル表示の規制があり、これら3つの法律に違反する表示がされていれば輸入が禁止される場合もある。

1. 1980 年価格管理(製造者、輸入者、卸売り業者による表示)令

製造者、輸入者、生産者および卸売業者は包装された商品について適切なラベル、マークをつけなければならないとしている(1980年価格管理(製造者、輸入者、生産者および卸業者による表示)令)。義務付けられている表示は、以下の通りである。

- a. 商品に関する適切な名称
- b. 最低重量、数量、容量、容積
- c. 製造者、輸入者、生産者、卸売業者の情報
- d. 輸入商品の場合、原産国
- e. その他商品特有の情報

2. 1983 年食品法 (Food Act 1983)

食品については、食品法の食品規則により表示すべき事項の詳細、食品添加物、栄養補給 剤、残渣物に関する規則が定められており、輸入される食品はこの規則を遵守しなければ ならない。

食品規則パートIV³⁰に規定されている食品ラベルに関する主な表示事項は、以下の通りである。

- a. 品名
- b. ミックスかブレンドかの別
- c. ビーフ、豚、これらの由来品、油脂、アルコール含有の明記

 $\underline{\text{http://www.kpdnkk.gov.my/kpdnkkv3/images/KPDNKK/PDF/Akta-Akta/kpdnkk/Trade\%20Description\%20Act\%202011.pdf}$

 $\frac{\text{http://fsq. moh. gov. my/v4/images/filepicker_users/5ec35272cb-78/Perundangan/Akta%20dan%20Peraturan/Food_Regs_1985/FR1985_p4. pdf$

²⁷ Trade Descriptions Act 2011

²⁸ Price Control and Anti-Profiteering Act 2011

http://www.malaysiagst.my/downloads/723_PRICECONTROLANDANTI-PROFITEERINGACT2011.pdf

²⁹ 添付 2 参照

³⁰ Food Regulations 1985 PARIV Labelling

- d. 単品でない食品についての水以外の内容物の詳細、食品添加物、栄養補助剤、 内容物重量
- e. 植物油、油脂の一般名称の明記
- f. 食品添加物の種類
- g. 液状の食品の最小重量
- h. 製造者・梱包者の名前、事業所住所
- i. 製造、梱包、代理店の権利所有者
- j. 輸入者の名前、事業所住所
- k. 製造国
- 1. バイオ技術から得られた遺伝子組換動物由来食品については、その由来の動物 名「gene derived from (動物の一般名称)」
- m. 遺伝子組換作物を使用している場合は、その作物名 (表記例:「genetically modified (作物名など)」)
- n. 有機食品
 - マレーシア標準(Malaysian Standard) MS1529 に準じた食品のみに「organic」、「biological」、「ecological」、「biodynamic」またはこれらに類似したラベル表示ができる。
- o. 栄養成分表示 カロリー、脂肪、たんぱく質、炭水化物などの表示。

以下の食品は、食品法の食品規則パート VIII³¹により、規格・内容物の詳細に関して特定の表示要件が求められている。

- ・シリアル、シリアル製品、スターチ、パン
- ・麦芽、麦芽エキス
- ・食品を気化させる物質(酒石英、酸性リン酸塩やベーキングパウダーなど)
- 牛乳、乳製品
- 甘味料
- 菓子
- ・肉類とその加工品
- ・魚介類とその加工品
- ・卵とその加工品
- ・ツバメの巣とその加工品
- 食用油

-

³¹ Food Regulations 1985 Part VIII "Standards and Particular labelling requirements for food Cereal, Cereal product, Starch and Bread"

 $[\]underline{\text{http://fsq. moh. gov. my/v4/index. php/perundangan2/food-regulations-1985?tmpl=component\&print=1}$

- ・野菜とその加工品
- スープ、スープの素
- ・果物とその加工品
- ・ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、カヤ
- ナッツとその加工品
- ・紅茶、コーヒー、チコリーとその加工品
- ・ココアとその加工品
- ・ミルクシェイク
- ・ 塩とスパイス
- ・酢、ソース、sauce、チャツネとピクルス
- ・ソフトドリンク
- 自然のミネラルウォーター
- ・パックの飲料水
- アルコール飲料
- ・シャンディー
- ・乳幼児向けの粉ミルク、缶詰食品のような特別目的食品

3. 2011 年取引表示法(Trade Descriptions Act 2011)

取引表示法32は、商品やサービスの供給に関し、誤った表示、不正な表示または誤解を招くような文言を禁止し、正しい表示に基づく健全な商習慣を奨励するものである。記載されている主張やマークについては、法律によって定められた所轄官庁により承認されていなければならない。ラベルやカタログなどへの不正な表示または誤解を招くような文言の記載は認められない。

取引表示法では、ラベル表示を含む取引表示について以下の項目が定められている。

- a. 性質または呼称
- b. 数量、長さ、幅、高さ、面積、容積、容量、重さ、大きさ、寸法など
- c. 製法、生產法、加工法、整備法
- d. 成分構成
- e. 目的のための適格性、強度、性能、反応、正確性
- f. 貴金属を構成している物質の適合性の基準
- g. 物理的または技術的特長
- h. 商品の有効期限

³² http://www.federalgazette.agc.gov.my/outputaktap/20110818_730_BI_A730%20BI.pdf

- i. 検査を行われたかどうかの記載およびその結果
- j. 品質
- k. 認証や適合評価
- 1. 製造地、製造日、生産地、生産日、整備地、整備日
- m. 製造者、加工業者、生産者、整備者
- n. 前所有者、使用履歴などの過去の記録

マレーシアは、国民の大半がイスラム教徒であるが、「ハラール(Halal)」認証の義務付けはない。しかしながら、加工品の場合、アルコールや豚由来品の含有など、特に留意する必要がある。「ハラール」と表示しておきながら、ノン・ハラールであることが判明した場合、取引表示法上の違反となる。

MDTTCは、取引表示法により、偽造品・模造品を販売している疑いがある事業所の調査や 差し押さえなどの取り締まりを行う権限が与えられている。MDTCCはJAKIM、MOH、MOAな どの所轄官庁と協力して視察や調査を行う。その際にサンプルが徴収される場合もある。

MDTCCはまた消費者がハラール表示、価格表示、誤解を招く広告に関する苦情を申し立てることができる苦情受付のポータル³³を設置している。

このような苦情の申し立ては、以下のウェブサイトより行うことができる。

http://eaduan.kpdnkk.gov.my/eaduan/aduanbaru.php?lang=1

³³ WEB Compliant Forms Ministry of Domestic trade, co-operatives & consumerism http://eaduan.kpdnkk.gov.my/eaduan/aduanbaru.php?lang=1

V. 食品包装に関する規制

食品包装に関する規制は、食品規則パート VI34により以下のとおり定められている。

- a. 食品包装に使用される梱包材料は、無毒・安全でビスフェノール A を含まない、未 使用かつ破損のないものでなければならない
- b. 塩化ビニルモノマーが過剰に使用されているポリ塩化ビニルのパッケージの使用は、 禁止
- c. 容器として、セラミックが使用される場合は、マレーシア規格 MS ISO 6486-1 食品と接触するセラミック容器、ガラスセラミック容器およびガラス食器35に従っているものでなければならない
- d. 酸素吸着剤として鉄粉入りの子袋を食品と同封する場合は、食品に混入しないよう にしなければならない

nttp.//Isq. mon. gov. my/v4/1mages/Illepicker_users/bec3b2/2cb-/8/Perundangan/Akta%20dan%20Peraturan/Food_kegs_1985/FR1985_p6.pdf

³⁴ Food Regulations 1985 PartVI "Packages for food" http://fsq.moh.gov.my/v4/images/filepicker_users/5ec35272cb-78/Perundangan/Akta%20dan%20Peraturan/Food_Reg

VI. 食品添加物に関する規制

マレーシアでは、食品添加物を「許可されている食品添加物」と「禁止されている添加物」 に分けて管理しているが、「許可されている食品添加物」以外は輸入することは出来ない (Food Regulation 1985)。

1. 許可されている食品添加物

輸入者は食品添加物が食品規則の基準を満たしているか確認する必要がある。許可されている食品添加物を輸入する際には、「(保存料)として許可された(化学合成品名)」と明記する。着色料、香料の場合は、一般名称があれば、それを化学品名の代わりに記載し、使用方法を記載する。

食品添加物に関しては、食品規則パートV 食品添加物および添加栄養分36にて定められている。

食品規則の第 6, 7, 9, 10, 21-23 表³⁷にマレーシアにおいて許可されている添加物とその 許容量の詳細が示されている。

2. 禁止されている添加物 (「ネガティブリスト」)

カデ油、コカイン、ニトロベンゼン、その他健康を害するまたは損なうような添加物は禁止されている。食品規則第8表38 (Page 14) を参照。

3. 残留農薬基準

残留農薬に関する規則は、食品規則第16表39で許可されている農薬およびその最大残留量が定められている。記載のない農薬の輸入は禁止されている。

食品規則パート VII

http://fsq.moh.gov.my/v4/images/filepicker_users/5ec35272cb-78/Perundangan/Akta% 20dan%20Peraturan/Food_Regs_1985/FR1985_p7.pdf

³⁶ Food Regulations 1985 Part V "Food Additives and Added Nutrient for Food"

 $[\]label{lem:http://fsq.moh.gov.my/v4/images/filepicker_users/5ec35272cb-78/Perundangan/Akta%20dan%20Peraturan/Food_Regs_1985/FR1985_p5.\ pdf$

³⁷ Food Regulations 1985 "Schedule 6, 7, 9, 10, 21-23"

 $[\]label{lem:http://fsq.moh.gov.my/v4/images/filepicker_users/5ec35272cb-78/Perundangan/Akta%20dan%20Peraturan/Food_Regs_1985/SCHEDULES_23072015_opt.pdf$

³⁸ Food Regulations 1985 "Schedule 8"

 $[\]label{lem:http://fsq.moh.gov.my/v4/images/filepicker_users/5ec35272cb-78/Perundangan/Akta%20dan%20Peraturan/Food_Regs_1985/SCHEDULES_23072015_opt.pdf$

³⁹ Food Regulations Article 16 Food requiring written warranty

 $[\]label{lem:http://fsq.moh.gov.my/v4/images/filepicker_users/5ec35272cb-78/Perundangan/Akta%20dan%20Peraturan/Food_Regs_1985/SCHEDULES_23072015_opt.pdf$

VII. 有機食品

マレーシアでは、「organic」、「biological」、「ecological」、「biodynamic」などの表示ができるのは、マレーシア規格MS 1529⁴⁰: 植物由来の有機食品についての生産、加工、表示、マーケティング(The Production, Processing, Labelling and Marketing of Plant-Based Organically Produced Foods)に準じた食品に限られている。

マレーシア産の有機食品については、農業局 (Department of Agriculture: DOA) の作物 品質管理部 (Crop Quality Control Division) が Skim Organik Malaysia (SOM) という有 機認証の手続きを行っている。

輸入品については民間の協会である Organic Alliance Malaysia Bhd (OAM) 社が DOA に協力し、有機食品の認証の手続きを行っている。

輸入者は、OAMに登録し、輸入品がMS 1529に準じたものであるという認証申請を行う。OAMでの審査完了後、結果がDOAへ送られ、DOAから認証が発行される。

OAM社の詳細は以下のウェブサイトを参照。

http://www.organicmalaysia.com.my/domestic-certification-and-imports.html

.

⁴⁰ Standard Skim Organik Malaysia (Malaysian Organic Scheme) http://www.doa.gov.my/documents/10157/4f8d91db-9eb4-499b-941e-9a21ef346b7c

VIII. 食品の安全認証システム (HACCP, ISO, GAP など)

マレーシアには下表の認証制度があり、食品の安全に対する信頼を得る意味でもこれらの 取得が奨励されている。海外からマレーシアへ輸入される商品に関しては任意取得となっ ており、これらの認証義務はない。

規格(Standard)	所轄官庁		
Hazard Analysis and Critical Point (HACCP)	保健省		
Good Manufacturing Practices (GMP)	保健省		
Integrated ISO 9000/HACCP	保健省および SIRIM QAS International		
	Sdn Bhd ⁴¹		
Good Agriculture Practices (GAP)	農業省農業局		

⁴¹ SIRIM Behad (旧社名 Standards and Industrial Research Institute of Malaysia) の子会社で、マレーシアでの認証、検査、テストを行う機関。日本工業規格 JIS に相当。

IX. その他

1. 東日本大震災による日本からの輸入規制

2011年3月の東日本大震災以降、日本からの食品輸入については、原産地証明書などの規制が実施されていたが、2013年3月1日を以て、廃止された。保健省は、日本からの食品の放射能汚染について引き続き注視するとしている。

規制廃止の発表については、以下のウェブサイトを参照。

http://fsq.moh.gov.my/v4/index.php/component/k2/item/371-lifting-of-requirement-for-declaration-for-import-of-food-products-from-japan

2. 関係法令

2013年動物(改正)法 (Animal 〈Amendment〉 Act 2013)

http://www.federalgazette.agc.gov.my/outputaktap/20130320_A1452_BI_WJW000296%20BI.pdf

1962年動物(輸入)令 (Animal 〈Importation〉 Order 1962)

http://www.dvs.gov.my/c/document_library/get_file?uuid=82413d41-a981-44f7-ac16-3 2094379d30c&groupId=16746

肉類、エビをマレーシアへ輸入する場合の HC 取得に関するガイドライン

(Guideline on HC requirement for Importation of meat, edible meat offal, poultry, edible poultry offal, shrimps and prawns into Malaysia)

http://fsq.moh.gov.my/v4/images/filepicker_users/5ec35272cb-78/Perundangan/Garis panduan/import_makanan/Health_Certificate_Requirement_Meat_Poultry_Shrimps_Prawn s.pdf

3. 所轄官庁、関連機関

税関 (Royal Malaysian Customs Department)

http://www.customs.gov.my

保健省 (Ministry of Health)

http://www.moh.gov.my

保健省 食品安全·品質局 (Department of Food Safety and Quality: FSQD) http://fsq.moh.gov.my/v4/

農業・農業関連産業省(Ministry of Agriculture & Agro-based Industry) http://www.moa.gov.my

農業・農業関連省 マレーシア検疫検査サービス局

(Department of Quarantine and Inspection Services Malaysia (MAQIS) of the MOA) http://www.maqis.gov.my/en/pengimport

農業局 (Department of Agriculture) www.doa.gov.my

マレーシア水産開発局 (Fisheries Development Authority of Malaysia) http://www.lkim.gov.my/home

漁業従事者協会 (Fishermen Associations)

http://www.lkim.gov.my/persatuan_nelayan;jsessionid=72DF4B336F123CC90A61A0F39234 2820

獣医局 (Department of Veterinary Services)

http://www.dvs.gov.my/en/home

連邦農産物マーケティング局 (Federal Agricultural Marketing Authority: FAMA) http://www.fama.gov.my/

国内取引·協同組合·消費者省(Ministry of Domestic Trade, Co-operatives and Consumerism)

http://www.kpdnkk.gov.my

マレーシア・イスラム開発局 (Jabatan Kemajuan Islam Malaysia : JAKIM) http://www.islam.gov.my

ハラール産業開発公社 (Halal Industry Development Corporation : HDC) http://www.halal.gov.my SIRIM QAS International Sdn Bhd

http://www.sirim.my/

ダガン ネット テクノロジーズ社 (Dagang Net Technologies Sdn Bhd) http://www.dagangnet.com

オーガニック アライアンス マレーシア社 (Organic Alliance Malaysia Bhd: OAM) http://www.organicmalaysia.com.my/

添付1 輸入手続きのフローチャート

添付 2 1980 年価格管理(製造者、輸入者、生産者および卸売業者による表示)令 Price Control (Labelling by Manufacturers, Importers, Producers or Wholesalers) Order 1980 加工食品輸入制度 (マレーシア) 2014年11月作成 作成者 日本貿易振興機構 (ジェトロ) ビジネス情報サービス部ビジネス情報サービス課 〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 Tel. 03-3582-5651 Copyright(C) 2014 JETRO. All rights reserved.